医療福祉学研究科　修士課程　履修規則

（1）科目履修要件

●教育研究者プログラム

＜修士論文コース（医療情報・経営管理学専攻を除く）＞

1）修士論文コース（医療情報・経営管理学専攻を除く）の必要修得単位数は30単位とし、そのうち特別研究10単位を必修とする。

2）所属分野から特論科目２単位、演習科目４単位を履修するほか、修士課程共通科目の中から２科目４単位以上を履修しなければならない。

3）残りの10単位については、所属分野の特論科目、演習科目および修士課程共通科目のほかに、他の専攻および分野の特論科目を履修することができるが、演習科目は履修できない。ただし、保健医療福祉政策・計画・運営分野および保健医療福祉マネジメント学分野に所属する者は、相互の演習科目を履修できる。なお、特論科目の履修は、当該科目が開講されている場合に限る。

4）修士課程共通科目のうち国際保健医療学科目群から選択して履修することはできない。

＜修士論文コース（医療情報・経営管理学専攻）＞

1）修士論文コース（医療情報・経営管理学専攻）の必要修得単位数は30単位とし、そのうち特別研究10単位を必修とする。

2）所属分野から特論科目３科目６単位、演習科目２科目８単位を履修するほか、修士課程共通科目の中から２科目４単位以上を履修しなければならない。

3）残りの２単位については、所属分野の演習科目および修士課程共通科目のほかに、他の専攻および分野の特論科目を履修することができるが、演習科目は履修できない。

4）医療情報・経営管理学分野の履修要件は次の表の通りである。

科目群・授業科目		履修年次	単位数		備考
			必修	選択	
修士課程共通科目		1・2		4	2科目4単位以上選択必修
所属分野の演習科目、修士課程共通科目、他分野の特論科目		1・2		2	1科目2単位以上選択必修
分野専門科目	医療情報学特論Ⅰ	1	2		
	医療情報学特論Ⅱ	1	2		
	医療経営管理学特論	1	2		
	医療情報学演習Ⅰ	1	4		
	医療情報学演習Ⅱ	2		4	1科目4単位以上選択必修
	医療経営管理学演習	2		4	
	特別研究	2	10		
履修単位合計		−	20	10	計30単位

＜専修免許取得コース（健康スポーツ学分野）＞

1）教育職員専修免許取得の場合の必要修得単位数は34単位とし、そのうち特別研究10単位を必修とする。

2）分野専門科目の特論科目８科目16単位および演習科目１科目４単位以上のほか、修士課程共通科目のうち健康科学特論２単位、分野専門科目のうち健康スポーツ学特論２単位を履修しなければならない。

3）専修免許関連科目履修の場合は、当該免許状の一種免許を取得していなければならない。取得済みでない場合は、履修できないことがある。

4）現在専修免許取得については、中学校および高等学校の保健体育の専修免許課程のみ開講している。保健体育専修免許取得の場合の履修要件は次の表の通りである。

科目群	授業科目	履修年次	単位数		備考
			必修	選択	
修士課程共通科目	健康科学特論	1	2		
分野専門科目	健康スポーツ学特論	1	2		選択科目から8科目16単位以上選択必修
	スポーツ教育学特論	1		2	
	保健体育科教育学特論			2	
	スポーツ経営学特論			2	
	健康運動特論	1		2	
	学校保健特論	1		2	
	運動処方特論	1		2	
	スポーツ心理学特論	1		2	
	トレーニング学特論	1		2	
	コーチ学特論	1		2	
	スポーツ医学特論	1		2	
	スポーツ生理学特論	1		2	
	アスレティックリハビリテーション学特論	1		2	
	スポーツ科学演習	2		4	1科目4単位選択必修
	スポーツ教育学演習	2		4	
	健康科学演習	2		4	
	スポーツ医学演習	2		4	
	特別研究	2	10		
履修単位合計		−	14	20	計34単位

●高度専門職業人プログラム

＜専門看護師（CNS）コース＞

1）専門看護師（CNS）コースの必要修得単位数は30単位とし、そのうち課題研究4単位および実習科目6単位を必修とする。

2）本学が認定を受けている共通科目ならびにがん看護専攻科目において必要な科目を履修しなければならない。

3）所属分野の特論科目、演習科目および修士課程共通科目のほかに、他の専攻および分野の特論科目を履修することができるが、演習科目は履修できない。なお、特論科目の履修は当該科目が開講されている場合に限る。

4）修士課程共通科目のうち国際保健医療学科目群から選択して履修することはできない。

5）学外実習に要する経費については、別途徴収する。

6）現在専門看護師（CNS）コースは、がん看護課程（26単位）のみ開講している。がん看護教育課程として認定を受けている科目は次の表の通りである。

科目群	授業科目	履修年次	単位数		備考
			必修	選択	
分野共通科目	看護教育学特論	1		2	4科目8単位以上選択必修
	看護管理学特論 ＊CNSコース	1		1	
	看護理論	1		2	
	看護研究	1		2	
	コンサルテーション特論	1		2	
	看護倫理学特論	1		2	
分野専門科目	がん看護学特論Ⅰ	1	2		
	がん看護学特論Ⅱ	1	2		
	がん看護学演習Ⅰ	2	4		
	がん看護学演習Ⅱ	2	4		
	がん看護学実習	2	6		
	課題研究	2	4		
履修単位合計		−	22	8	計30単位

注）現在26単位から38単位への移行期間中であり、26単位課程修了者のCNS受験は2023年（平成35年）までとなっている。

＜臨床徒手理学療法コース＞

1）臨床徒手理学療法コースの必要修得単位数は30単位とし､そのうち課題研究4単位を必修とする。
2）臨床徒手理学療法コースの指定科目である特論科目2科目4単位、演習科目2科目8単位、実習科目2科目6単位を履修しなければならない。
3）修士課程共通科目から2科目4単位以上を履修しなければならない。
4）残りの2科目4単位については、所属分野の特論科目、演習科目および修士課程共通科目のほかに、他の専攻および分野の特論科目を履修することができるが、演習科目は履修できない。なお、特論科目の履修は当該科目が開講されている場合に限る。
5）修士課程共通科目のうち国際保健医療学科目群から選択して履修することはできない。
6）学外実習に要する経費については、別途徴収する。
7）臨床徒手理学療法コースの履修要件は次の表の通りである。

科目群・授業科目		履修年次	単位数		備考
			必修	選択	
修士課程共通科目		1・2		4	2科目4単位以上選択必修
所属分野の特論科目・演習科目、修士課程共通科目、他分野の特論科目		1・2		4	2科目4単位以上選択必修
分野専門科目	応用機能解剖学特論	1	2		
	疼痛管理特論	1	2		
	臨床的推論演習	1	4		
	徒手理学療法技術演習	1	4		
	徒手理学療法実習Ⅰ	1	2		
	徒手理学療法実習Ⅱ	2	4		
	課題研究	2	4		
履修単位合計		−	22	8	計30単位

＜臨床栄養専門コース＞

1）臨床栄養専門コースの必要修得単位数は30単位とし、そのうち課題研究４単位および臨床栄養総合実習６単位を必修とする。

2）健康栄養学分野の共通科目である健康栄養学特論２単位を履修するほか、専門科目の臨床栄養学特論Ⅰ～Ⅴの５科目10単位を履修しなければならない。

3）残りの８単位については、修士課程共通科目や他の専攻および分野の科目を履修することができるが、演習科目は履修できない。

4）修士課程共通科目のうち国際保健医療学科目群から選択して履修することはできない。

5）学外実習に要する経費については、別途徴収する。

6）臨床栄養専門コースの履修要件は次の表の通りである。

科目群・授業科目		履修年次	単位数		備考
			必修	選択	
共通科目、所属分野の特論科目・演習科目（健康増進学演習または食品調理機能学演習のいずれか１科目）、修士課程共通科目、他分野の特論科目		１・２		8	４科目８単位以上選択必修
分野共通科目	健康栄養学特論	1	2		
分野専門科目	臨床栄養学特論Ⅰ	1	2		
	臨床栄養学特論Ⅱ	1	2		
	臨床栄養学特論Ⅲ	1	2		
	臨床栄養学特論Ⅳ	1	2		
	臨床栄養学特論Ⅴ	1	2		
	臨床栄養学総合実習	2	6		
	課題研究	2	4		
履修単位合計		－	22	8	計30単位

＜認定社会福祉士単位取得コース＞

1）認定社会福祉士単位取得コースの必要修得単位数は30単位とし、そのうち課題研究４単位を必修とする。

2）保健医療福祉政策･計画･運営分野および保健医療福祉マネジメント学分野における､認定社会福祉士の単位を取得するための特論科目および演習科目から26単位を履修しなければならない。

3）認定社会福祉士の単位を取得するための特論科目および演習科目は、28単位を開講する。

4）修士課程共通科目のうち国際保健医療学科目群から選択して履修することはできない。

5）認定社会福祉士単位取得コースの履修要件は次の表の通りである。

科目群・授業科目		履修年次	単位数		備考
			必修	選択	
保健医療福祉政策・計画・運営分野					
分野専門科目	児童家庭福祉実践演習	１・２		4	両分野から26単位以上選択必修
	地域福祉実践演習	１・２		4	
	高齢者福祉実践演習	１・２		4	

保健医療福祉マネジメント学分野					
分野専門科目	ソーシャルワーク特論Ⅰ	1・2		2	両分野から26単位以上選択必修
	ソーシャルワーク特論Ⅱ	1・2		2	
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1・2		4	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1・2		4	
	介護特論Ⅰ	1・2		2	
	介護特論Ⅱ	1・2		2	
両分野共通	ソーシャルワーク実習	1・2		8	
	課題研究	2	4		
履修単位合計		−	4	26	計30単位

●青年海外協力隊等プログラム

1）青年海外協力隊等プログラムの必要修得単位数は30単位とし、そのうち課題研究４単位を必修とする。

2）青年海外協力隊等プログラムの指定科目である、修士課程共通科目国際保健医療学科目群の演習科目２科目８単位、実習科目１科目８単位を必修とする。

3）所属分野から特論科目１科目２単位以上、演習科目１科目４単位以上を履修するほか、修士課程共通科目の他の科目群の中から特論科目２科目４単位以上を履修しなければならない。

4）所属分野の特論科目、演習科目および修士課程共通科目のほかに、他の専攻および分野の特論科目を履修することができるが、演習科目は履修できない。なお、特論科目の履修は当該科目が開講されている場合に限る。

5）青年海外協力隊等プログラムの履修要件は次の表の通りである。

科目群・授業科目			履修年次	単位数		備考
				必修	選択	
修士課程共通科目			1・2		4	2科目4単位以上選択必修
共通科目	国際保健医療学	国際保健医療学演習Ⅰ	1・2	4		
		国際保健学医療演習Ⅱ	1・2	4		
		フィールド実習	1・2	8		
		課題研究（JICAプログラム）	2	4		
所属分野科目		所属分野の特論	1・2	2		
		所属分野の演習	1・2	4		
履修単位合計			−	26	4	計30単位

（2）修業年限

修士課程の標準修業年限は２年で、最長在学年限は４年である。ただし、長期履修生として履修期間の延長が認められた場合の修業年限は３年または４年で、最長在学年限はそれぞれ６年または８年である。

（3）修了要件

1）2年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文または特定の課題についての研究成果（以下、「修士論文等」という）の審査および最終試験に合格することとする。

2）優れた業績を上げた者は、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。なお、優れた業績の判断は、別に定める。

3）修士課程を修了した者には修士の学位を与える。

・保健学専攻	修士（保健学）
・健康科学専攻	修士（健康科学）
・社会福祉学専攻	修士（社会福祉学）
・医療情報・経営管理学専攻	修士（医療情報・経営管理学）

（4）単位の認定

1）本大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対して、学期末または学年末に試験を行い、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2）特別研究および課題研究については、平常の成績をもって試験の成績に代えることができる。

3）試験の成績は、別に定める基準による。

（5）学位論文の提出

1）特別研究または課題研究において、主指導教員のもとで研究指導を受け、別に定める期限までに修士論文等を提出し、審査を受けなければならない。

2）修士論文等の審査および最終試験の合否判定は在学中に完了しなければならない。

3）所定の修業年限内に修士論文等の審査および最終試験に合格しない場合は、特別研究または課題研究の評価が不合格となり、留年となる。